

日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資 新旧対照表

○日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資（平成19年11月15日農林水産省告示第1417号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><u>日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資は、次に掲げるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 <u>素材</u></li><li>二 <u>保存処理を施していない製材（天然乾燥処理を施したものを除く。）</u></li></ul>	<p><u>素材及び乾燥処理又は保存処理を施していない製材をいう。</u></p>